

いのちとくらしをまもる
防 災 減 災

令和7年12月22日
水管理・国土保全局河川計画課

どきがわ おおよどがわ きもつきがわ
**気候変動を考慮して土器川水系、大淀川水系及び肝属川水系の
長期計画を変更しました**

～流域治水の観点も踏まえた河川整備基本方針の見直し～

近年の水災害の頻発に加え、今後、気候変動の影響により更に激甚化するとの予測を踏まえ、治水計画を「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動の影響を考慮したもの」へと見直し、抜本的な治水対策を推進することとしています。

このたび、土器川、大淀川及び肝属川水系の河川整備基本方針について、気候変動の影響による将来の降雨量の増大を考慮するとともに、流域治水の観点も踏まえたものに見直しを行いました。

引き続き各水系における河川整備基本方針の見直しを進めてまいります。

＜河川整備基本方針変更の主なポイント＞

- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、長期的な河川整備の目標流量である洪水の規模（基本高水）を変更しています。
- この基本高水に対応するため、河川で対応する流量（河道配分流量）、施設等で対応する流量（洪水調節流量）を検討しました。
- 加えて、基本高水を超える規模の洪水や整備途上の段階での洪水被害や内水被害を軽減するため、流域治水の取組を推進する方向性として、田んぼダムや農業用ため池の活用、雨水貯留施設の設置などの取組を推進すること等を提示しています。

＜関係資料の掲載先について（国土交通省ウェブページ）＞

・「土器川、大淀川及び肝属川水系の河川整備基本方針」の本文

https://www.mlit.go.jp/river/basic_info/jigyo_keikaku/gaiyou/seibi/index.html

・社会資本整備審議会での審議経過

https://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/shaseishin/kasenbunkakai/shouinkai/kihonhoushin/index.html

【問い合わせ先】

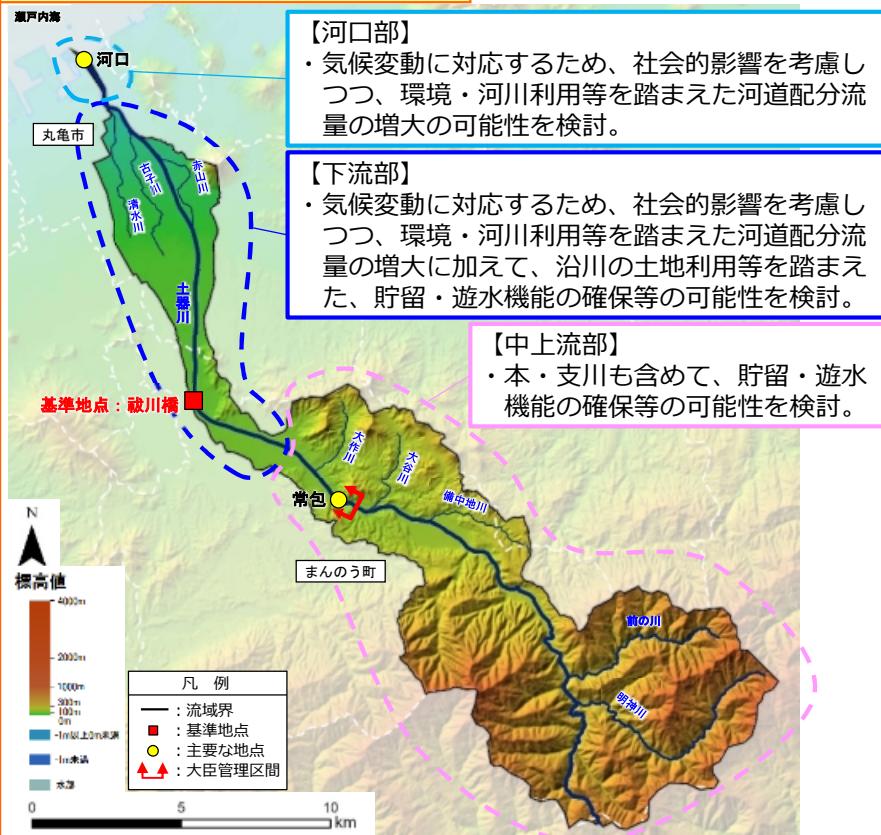
水管理・国土保全局 河川計画課 河川計画調整室 課長補佐 後藤、主任 齋藤

代表 03-5253-8111(内線 35352、35374)、直通 03-5253-8445

どきがわ 気候変動を踏まえた「土器川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点祓川橋において $1,700\text{m}^3/\text{s}$ から $2,100\text{m}^3/\text{s}$ に変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $1,900\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $200\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 瀬切れ区間においても代表魚種等が生息可能な孤立淵を維持することを目標とし、新たに正常流量を設定。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方



河道での対応

- 基準地点祓川橋では、河道配分流量を $1,900\text{m}^3/\text{s}$ とする。（上流の常包地点において確保可能な $1,600\text{m}^3/\text{s}$ 相当）
- 河口地点では、沿川の土地利用状況から左岸側の引堤が困難であるため、河道配分流量を $1,750\text{m}^3/\text{s} \rightarrow 1,500\text{m}^3/\text{s}$ とする。

河口部での河道配分流量の増大の可能性



洪水調節施設等での対応

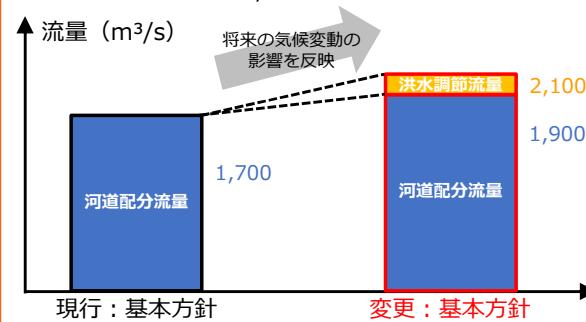
- 中上流部では、本・支川も含めた流域全体で、新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $200\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 下流部では、現況の広い河道幅や周辺の土地利用を踏まえ、新たな貯留・遊水機能の確保により、洪水調節流量を $400\text{m}^3/\text{s}$ とする。

中上流部、下流部での貯留・遊水機能の確保

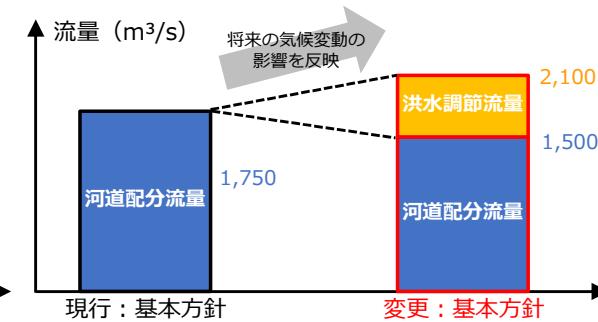


河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：祓川橋 (1/100)>



<参考> <主要な地点：河口>



※基準地点祓川橋の計画規模1/100は維持

計画高水流量図

【赤字変更】



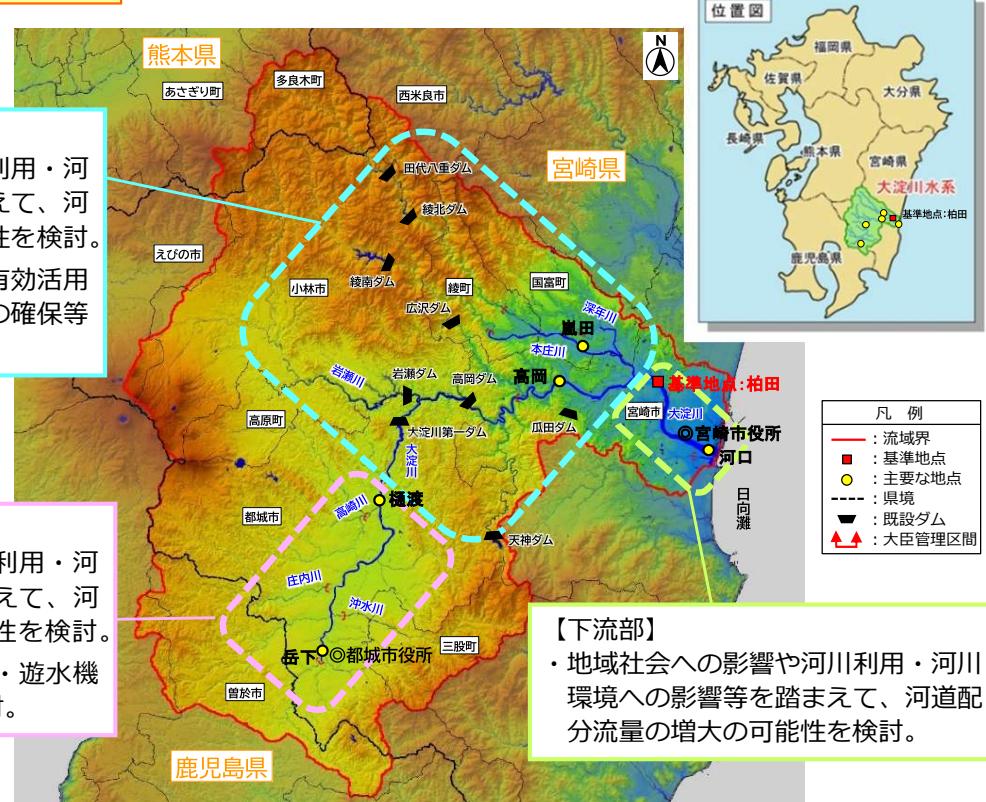
正常流量

- 常包橋地点を基準地点として、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は以下のとおりとする。
- (通年)
概ね $0.16(\text{m}^3/\text{s})$

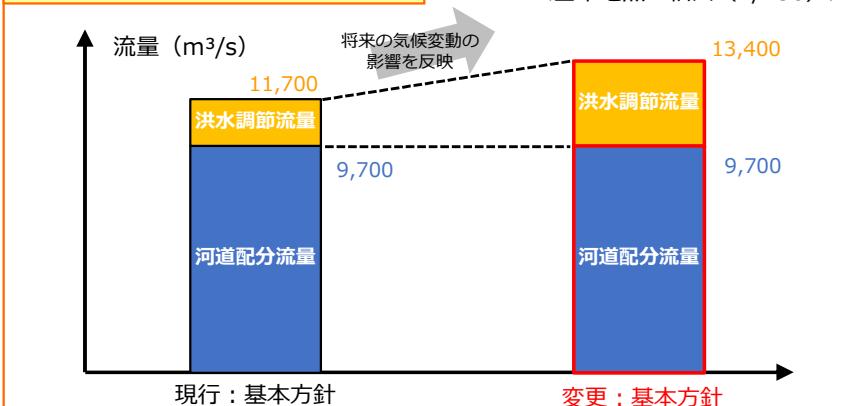
気候変動を踏まえた「大淀川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点柏田において $11,700\text{m}^3/\text{s}$ から $13,400\text{m}^3/\text{s}$ に変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討し、河道配分流量を $9,700\text{m}^3/\text{s}$ 、洪水調節流量を $3,700\text{m}^3/\text{s}$ とした。
- 流出抑制対策や雨水貯留施設の設置、森林の整備・治山対策、農業用ため池の活用等、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方

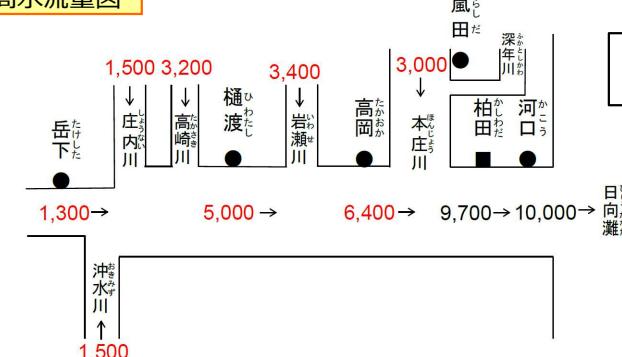


河道と洪水調節施設等の配分流量



<基準地点：柏田 (1/150)>

計画高水流量図



【赤字変更】

単位:m³/s
■: 基準地点
●: 主要な地点

河道での対応

- 宮崎市街部では、両岸の背後地にマンションやホテル群等が密集し、複数の橋梁架け替えも伴うため、引堤による河道配分流量の増大は社会的な影響が大きいことから、河道配分流量を柏田地点 $9,700\text{m}^3/\text{s}$ で維持する。

宮崎市街部



洪水調節施設等での対応

- 既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保等により、洪水調節流量を $3,700\text{m}^3/\text{s}$ とする。
- 下流の宮崎市、上流の都城市において必要な洪水調節機能の確保のため、中流部の山間狭窄部をはじめとする流域全体での貯留・遊水機能の確保を図る。

都城市上流で整備予定の大岩田遊水地



山間狭窄部の既存ダム



きもつきがわ 気候変動を踏まえた「肝属川水系河川整備基本方針」変更の概要

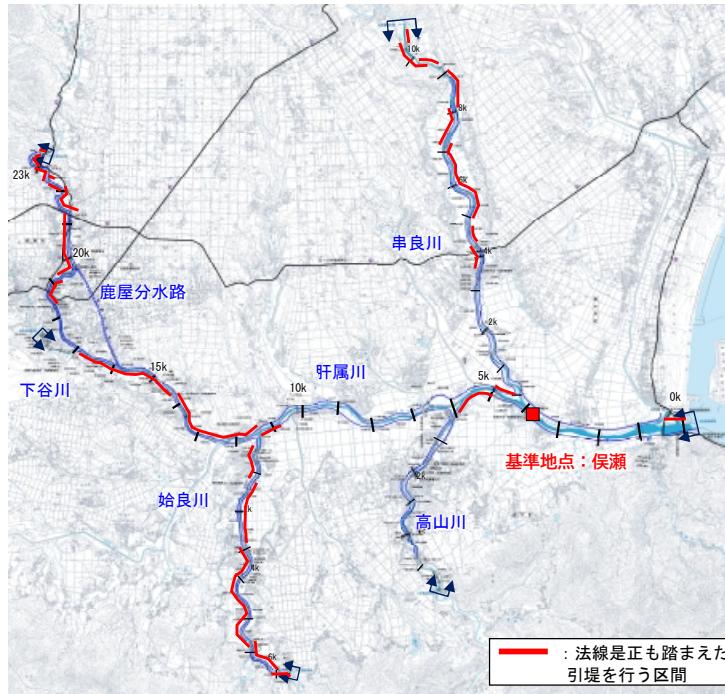
- 長期的な河川整備の目標となる洪水（基本高水）のピーク流量を、基準地点侯瀬において $2,500\text{m}^3/\text{s}$ から $3,300\text{m}^3/\text{s}$ に変更。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用や新たな貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討した結果、基本高水のピーク流量の全量 $3,300\text{m}^3/\text{s}$ を河道で流下させることとした。
- 雨水排水対策、治山・森林整備の取組等、流域治水の取組の更なる推進を図る。また、関係機関や地域住民が一体となって計画的に水質改善に努めるとともに、水質に関する啓発活動を行うなど、更なる水環境改善に向けた総合的な取組を推進する。

河道と貯留・遊水機能確保による流量配分の考え方



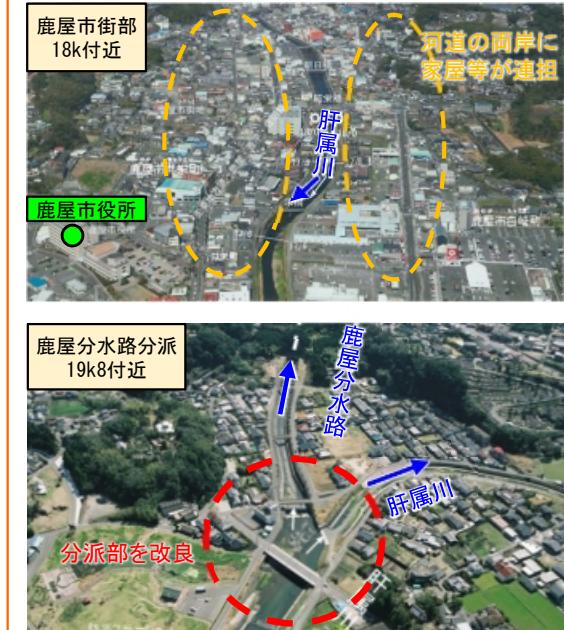
河道での対応【市街地（鹿屋市）を除く区間】

- 堤防の安全性や河川利用状況を考慮した上で、蛇行河川の直線化により減少した湿地環境などの多様な生物の生息場の保全・再生・創出を図りながら、低水路の拡幅や法線是正も踏まえた引堤により、河道配分流量を $3,300\text{m}^3/\text{s}$ とする。



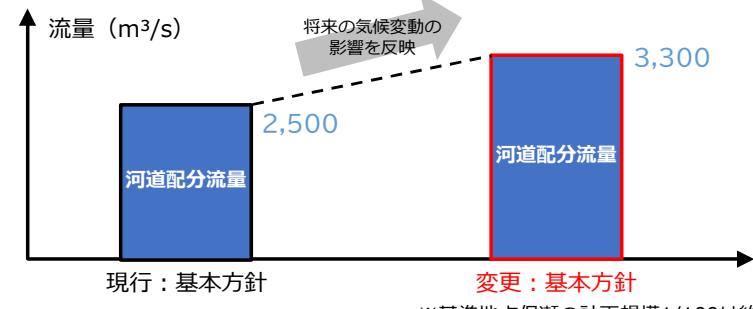
河道での対応【市街地（鹿屋市）】

- 鹿屋市街地では、沿川に商業施設や住宅等が隣接し、引堤が困難な状況であることから、鹿屋分水路への分派量の増大を検討した結果、分派部を改良することにより、既定計画の $200\text{m}^3/\text{s}$ から $300\text{m}^3/\text{s}$ への増大が可能であることを確認した。



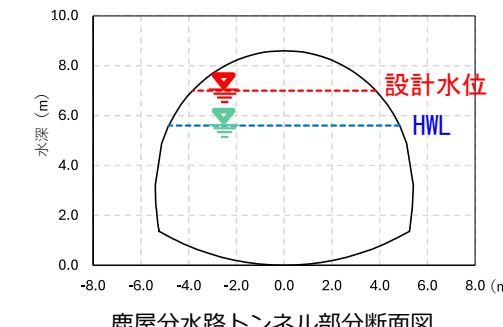
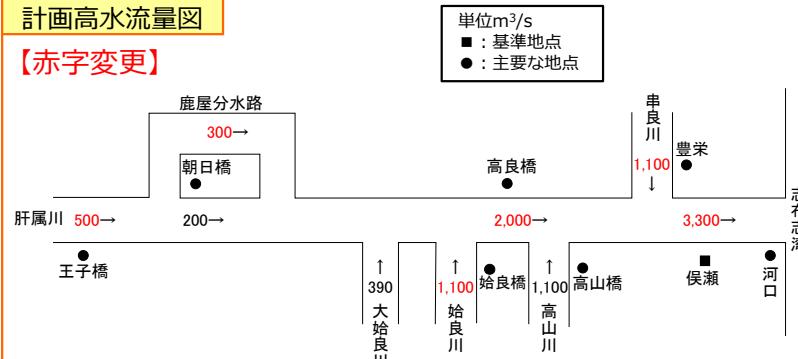
河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点：侯瀬 (1/100)>



計画高水流量図

【赤字変更】

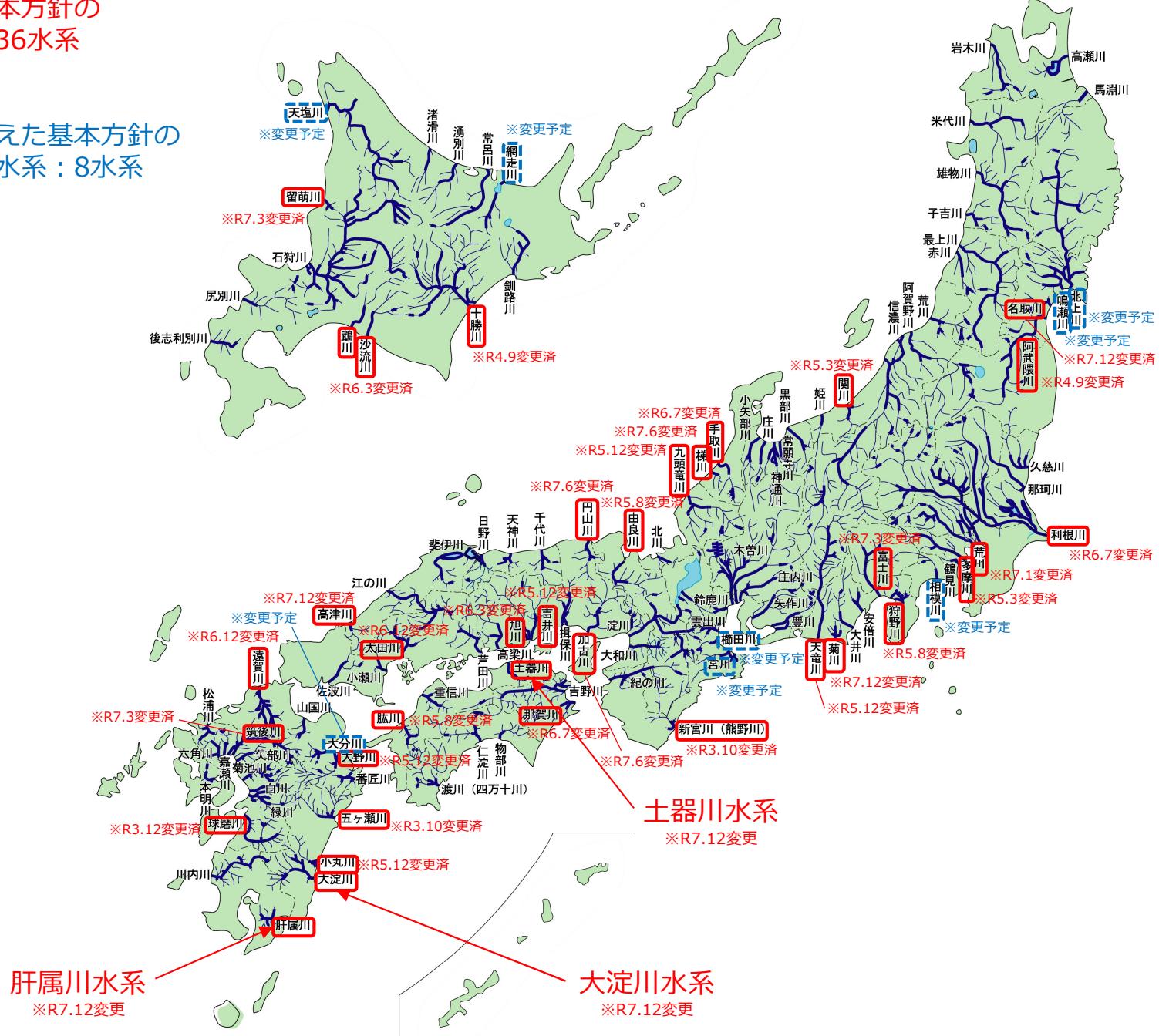


気候変動を踏まえた河川整備基本方針の変更予定水系

気候変動を踏まえた基本方針の見直しを行った水系：36水系

今後、気候変動を踏まえた基本方針の見直しを予定している水系：8水系

全水系数：109



河川整備基本方針と河川整備計画の概要

河川整備基本方針

長期的な河川整備の最終目標

- 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針
- 河川の整備の基本となるべき事項
 - ・基本高水並びにその河道及び洪水調節施設への配分に関する事項
 - ・主要な地点における計画高水流量、計画高水位、計画横断形に係る川幅、流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

河川整備基本方針
の案の作成

意見聴取

河川整備基本方針
の決定・公表

(一級河川の場合)
社会資本整備審議会

(二級河川の場合)
都道府県河川審議会
都道府県河川審議会がある場合

河川整備計画

河川整備基本方針に従って実施する具体的な整備の内容
(計画対象期間 :20~30年間程度)

- 河川整備計画の目標に関する事項
- 河川の整備の実施に関する事項

- ・河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要
- ・河川の維持の目的、種類及び施工の場所

河川整備計画
の案の作成

意見聴取

学識経験を有する者

意見を反映させる
ために必要な措置

関係住民

河川整備計画
の決定・公表

意見聴取

(一級河川の場合)
関係都道府県知事

(二級河川の場合)
関係市町村長

河川法(昭和39年7月10日法律第167号) (抄)
(河川整備基本方針)

第十六条 (略)

2 (略)

3 國土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

4~5 (略)

6 前三項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。

河川工事、河川の維持